

介護保険サービスを利用する際の介護度ごとの限度額

在宅のサービスでは、要介護度に応じた上限額が決まっています。その範囲内でサービスを利用する場合は、利用者の負担は1割または2割です(平成30年8月からは1~3割)。

要介護度	支給限度額(1ヶ月)
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

高額介護(予防)サービス費、高額医療・高額介護合算制度

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯の利用額を合算)し、上限額を超えたときには、申請により超えた部分が高額介護(予防)サービス費として後から支給されます。該当する方には、町から通知をお送りしています。

高額介護(予防)サービス費

表の上限額を超えたときに、高額介護(予防)サービス費の対象となります。

利用者負担段階区分	上限額(月額)	
	平成29年7月まで	平成29年8月から
●現役並み所得者 ※1	【世帯】44,400円	【世帯】44,400円
●一般世帯	【世帯】37,200円	【世帯】44,400円 ※2
●住民税非課税世帯	【世帯】24,600円	【世帯】24,600円
●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	【個人】15,000円	【個人】15,000円
●高齢福祉年金受給者	【個人】15,000円	【個人】15,000円
●生活保護の受給者	【個人】15,000円	【個人】15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	【世帯】15,000円	【世帯】15,000円

※1 現役並み所得者とは、同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方。

※2 同一世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定。(3年間の時限措置)

高額医療・高額介護合算制度

表の上限額を超えたときに、高額医療・高額介護合算制度の対象となります。

【70歳未満の方がいる世帯の限度額】

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

【70歳～74歳、後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯の限度額】

※平成30年7月算定分まで

所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方がいる世帯
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ ※	19万円	19万円

【70歳～74歳、後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯の限度額】

※平成30年8月算定分から

所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方がいる世帯
課税所得 690万円以上	212万円	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ ※	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は表の算定基準で計算され、介護保険からの支給は別に設定された算定基準額の「世帯31万円」で計算されます。

☆町からの通知が届きましたら、住民課に申請をお願いいたします。